

令和4年度

臼杵市体験型観光コンテンツ造成支援事業

【公募要領】

市内における観光消費を促し、観光産業の振興に寄与するため、自然、歴史、文化、食など本市の魅力的な地域資源を活かした体験型のコンテンツを開発し、来臼者への提供に取り組む事業者に対して、その取組に要する経費の一部を助成します。

[受付期間(申請期限)]

9月30日(金)(17:00必着)まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

※応募にあたっては、下記問合せ先まで事前相談を行ってください。

[提出先・問い合わせ先]

臼杵市産業観光課 観光振興グループ

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1

TEL: 0972-63-1111(代表)

0972-86-2713(直通)

FAX: 0972-64-0203

1 公募する事業の詳細

(1) 事業の内容

対象となる事業は、次の①、②のいずれにも該当するものとし、観光消費の促進につながる事業とします。

- ① 自然、歴史、文化、食など、本市の魅力的な地域資源を活かした体験型のコンテンツ等を提供する事業であること。
- ② 収益が期待できる有料のコンテンツを提供し、観光消費額の向上を図る事業であること。

(2) 事業実施主体

この事業において事業実施主体は、次の①～④に掲げるものとする。

- ② 市内に事務所を有する中小企業者等
- ③ 市内に事務所を有する中小企業者等で構成された団体
- ④ 市内に事務所を有する中小企業者等を含むコンソーシアム
- ④ その他、観光消費額の向上を促進すると市長が認める団体

(3) 中小企業

法人については、「資本金又は出資の総額」または「常時使用する従業員数」が次に該当していること。

個人については、常時使用する従業員数が次に該当していること。

業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
宿泊業(ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業)	5,000万円以下	200人以下
製造業、その他 (上記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下

(4) 補助金額

- 大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業に採択された事業(上乘せ補助として)
事業費の1/4、補助限度額50万円
- 上記以外
事業費の1/2、補助限度額50万円

(5) 補助対象経費

採択取組の実施にかかる次の経費が補助対象となります。

科目	補助対象経費の内容
報償費	講師謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等
旅費	講師旅費、調査・研究事業に要する旅費等
消耗品費	事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等 ※消耗品とは単体で取得価格が2万円未満のもの
修繕料	事業実施のために必要となる改修工事費等 注)内装・設備・施設工事費は必要最小限度とすること。
役務費	通信運搬費、広告代、手数料、保険料等
委託料	ホームページ・PR動画等作成委託、調査委託、行事運営委託等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品の借上料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料
工事請負費	事業実施に必要不可欠と認められるもの
備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められるもの
注)以下の経費は補助対象経費から除く ・消費税相当額 ・事業者の運営経費 ・土地の購入に要する経費及び補助費	

2 応募について

- (1) 申請期限 **令和4年9月30日(金) 17:00必着**
持参または郵送、もしくはメールにより提出
(メールアドレスについては、事前相談いただいた際にお伝えします)
- (2) 受付方法 以下の資料を提出してください。(様式は別添)
①補助金等交付申請書(第1号様式)
②事業実施計画書(第2号様式)
③収支予算書(第3号様式)
④誓約書(第4号様式)
- (3) 提出先・問い合わせ先 白杵市産業観光課 観光振興グループ
TEL 0972-63-1111(代表)
0972-86-2713(直通)
FAX 0972-64-0203

3 選定方法等

- (1) 補助事業の選定
提出された書類に基づき、審査会にて、事業の実施効果が高いと見込める5件程度の事業を認定します。必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングや現地調査を実施する場合があります。
- (2) 審査基準
次の項目を総合的に評価します。
①市場ニーズの理解度
②コンテンツの魅力とターゲティングの妥当性
③PR から実施、料金回収までコンテンツ全体の完成度及び工夫の有無
④事業の収益性、継続性
⑤本市の観光消費促進への貢献可能性
- (3) 選定結果
採択結果については、10月中旬に申請者あて通知します。

4 採択された場合の留意点

- (1) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- (2) 事業実施主体は、本事業の終了後においても、市長からその後の状況や成果について報告を求められた場合、市へ報告していただきます。
- (3) 白杵市補助金等交付規則、白杵市体験型コンテンツ造成支援事業費補助金交付要綱等の規定に従っていただきます。